また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第108　連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注73)

＜注73＞［略］

第109　連結財務諸表一般原則

［１・２　略］

３　地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注74)

［４　略］

＜注74＞［略］

第110　連結の範囲

１　地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注75)

［２・３　略］

＜注75＞［略］

第111　連結決算日

［１　略］

２　特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注76)

＜注76＞［略］

第112　会計処理の原則及び手続

１　同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節　地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注77)

［２　略］

＜注77＞［略］

第113　［略］

第114　［略］

第115　特定関連会社の資産及び負債の評価

１　連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注78)

［２　略］

＜注78＞［略］

第116　［略］

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第107　連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注72)

＜注72＞［同左］

第108　連結財務諸表一般原則

［１・２　同左］

３　地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注73)

［４　同左］

＜注73＞［同左］

第109　連結の範囲

１　地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注74)

［２・３　同左］

＜注74＞［同左］

第110　連結決算日

［１　同左］

２　特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注75)

＜注75＞［同左］

第111　会計処理の原則及び手続

１　同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節　地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注76)

［２　同左］

＜注76＞［同左］

第112　［同左］

第113　［同左］

第114　特定関連会社の資産及び負債の評価

１　連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注77)

［２　同左］

＜注77＞［同左］

第115　［同左］